平成 26 年度

交通環境対策
アクションプラン

国土交通省

平成２６年１０月
東　北　運　輸　局

みんなと共に
がんばろう!
東北

― はじめに ―

東北運輸局では、交通環境対策に係る具体的な取り組みを「交通環境対策アクションプラン」として公表しています。

地球温暖化の問題は以前にも増して深刻化しております。平成25年9月に発表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書によると、21世紀末までに、世界の平均気温は0．3～4．8℃、世界平均海面水位は0．26～0．82m上昇する可能性が高いなどの予測結果が示されました。今後、官民ともに多様な環境対策を講じていくことが求められています。

東北運輸局においては、「低炭素社会」の実現に向け、環境対応車の普及、物流のグリーン化、公共交通機関の利用を促進していくとともに、「循環型社会」の形成に向けた自動車や船舶のリサイクルの推進や、「自然共生社会」の構築に向けた大気汚染防止対策、海洋汚染対策を講じて参ります。併せて、将来を担う子供たちへの交通環境学習の実施等、環境意識の向上に向けた「啓蒙・啓発活動」に取り組んで参ります。

また、東日本大震災から3年が経過いたしましたが、被災地域の復旧・復興は道半ばであることから、引き続き被災者の方々のニーズの変化に対応した生活交通の確保・維持に全力で取り組んで参ります。

健全で恵み豊かな環境が保全される「持続可能な社会」の実現に向け、皆さまのご理解とご協力を賜りながら環境対策に取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

平成26年10月

東北運輸局環境対策推進本部

■表紙の写真■

上から　「被災地」気仙沼市を走る「電気BRT（バス高速輸送システム）車両」

「世界遺産」平泉町を走る「超小型モビリティ車両」

目　　次

平成２６年度の実施計画

Ⅰ．被災地の公共交通の復興に関する取組

１．被災地における生活交通の確保

被災地域における地域公共交通確保維持事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．被災地における鉄道の復旧・復興

（１）被災した沿岸鉄道等の早期復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（２）被災した沿岸鉄道等の復興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ．地球温暖化防止対策に関する取組

１．自動車交通対策

（１）環境対応車の普及促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（２）エコドライブの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２．物流のグリーン化

（１）流通業務総合効率化事業の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）モーダルシフト等推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（３）グリーン物流パートナーシップ推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３．公共交通機関の利用促進

（１）地域公共交通確保維持改善事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）公共交通機関利用促進のための普及啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（３）バリアフリー施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（４）エコ通勤の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

４．環境にやさしい事業活動等の推進

（１）交通環境学習の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（２）グリーン経営の普及促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（３）「エネルギーの使用の合理化に関する法律 」への対応　・・・・・・・・・・・・・・　７

（４）エコ整備の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（５）環境啓発イベントへの出展　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

Ⅲ．大気汚染防止対策に関する取組

自動車に関わる大気汚染防止

（１）自動車の点検整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（２）使用過程車の黒煙対策及び不正軽油の排除の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（３）不正改造車排除運動の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅳ．循環型社会の形成に向けた取組

１．自動車のリサイクルの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

２．船舶のリサイクルの推進

ＦＲＰ船のリサイクルの促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅴ．海洋汚染対策･プレジャーボート関係環境対策に関する取組

１．海洋環境保全のための取組

（１）外国船舶の監督（ＰＳＣ）の強力な実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（２）外航船舶の船主責任保険（ＰＩ保険）への加入確認　・・・・・・・・・・・・・・・　９

（３）危険物運搬船への立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

２．海洋汚染防止に関する周知･啓発
（１）海洋汚染防止法に関する国民の理解増進、周知・啓発の強力な実施　・・・・・　９
（２）舟艇の適正な利用の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ⅵ．東北運輸局ＥＣＯ推進プロジェクトに関する取組
東北運輸局における省エネの推進
（１）エコドライブの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（２）節電の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（３）紙の消費量削減の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

平成26年度の実施計画

Ⅰ．被災地の公共交通の復興に関する取組

１．被災地における生活交通の確保

（企画観光部、自動車交通部）

被災地域における地域公共交通確保維持事業

①被災地域地域間幹線系統確保維持事業

東日本大震災の被災地域において、バス交通等生活交通の確保・維持を図るため、地域間幹線系統確保維持事業の補助要件の緩和、手続き面における弾力化など特例措置を講じて支援する。

②特定被災地域公共交通調査事業

東日本大震災の被災地域における仮設住宅等と病院、商店、公的機関等の移動を確保するため、地域内のバス交通、乗合タクシー等の運行経費等を地域公共交通確保維持改善事業の特例措置により支援する。

２．被災地における鉄道の復旧・復興

（鉄道部）

（１）被災した沿岸鉄道等の早期復旧

東日本大震災により被災した沿岸部のＪＲ在来線については、東北運輸局が事務局となり、沿線自治体、ＪＲ東日本、復興局等で構成する「復興調整会議」等において、沿線地域の復興まちづくりと一体となった鉄道復旧について調整を図っていく。

（２）被災した沿岸鉄道等の復興

東日本大震災により被災した事業者や風評被害等により観光客の利用が減少した事業者の復旧・復興を支援するイベントの開催やＰＲ活動等を支援し、利用客の増加と観光客の誘致を図る。

三陸鉄道　全線運行再開の様子

沿岸部の鉄道の復旧に向けた取り組み（JR在来線等）

○東日本大震災においては、沿岸部の鉄道のみならず鉄道沿線地域も大きく被災しており、鉄道の復旧にあたっては、まちづくりと一体となった復旧計画（駅位置やルートの変更等）の策定が必要。
○国土交通省（東北運輸局）が事務局となり、沿線自治体、ＪＲ東日本、復興局等で構成する「復興調整会議」を被災６線区毎に設置し、被災自治体が策定する復興計画にあわせて鉄道の復旧計画が策定されるよう支援。

①ＪＲ常磐線（浜吉田～相馬間）
浜吉田～駒ヶ嶺間を内陸側に移設のうえ、平成２９年春に運行再開予定
（ＪＲ常磐線復興調整会議）
・鉄道事業法に基づく事業基本計画の変更認可（平成２４年１２月）、鉄道施設の変更認可（平成２５年３月）

②ＪＲ仙石線（高城町～陸前小野間）
東名・野蒜駅周辺を高台に移設のうえ、平成２７年６月までに全線運行再開予定
（ＪＲ仙石線・石巻線復興調整会議）
・鉄道事業法に基づく事業基本計画の変更認可（平成２４年１２月）、鉄道施設の変更認可（平成２５年２月）

出典）宮城県山元町資料

③ＪＲ石巻線（浦宿～女川間）
女川町のまちづくりにあわせて、ルート及び女川駅を移設し、平成２７年春に全線運行再開予定
（ＪＲ仙石線・石巻線復興調整会議）
・ＪＲと女川町で確認書締結（平成２５年１０月）
・鉄道事業法に基づく事業基本計画の変更認可（平成２５年１２月）、鉄道施設の変更認可（平成２６年２月）

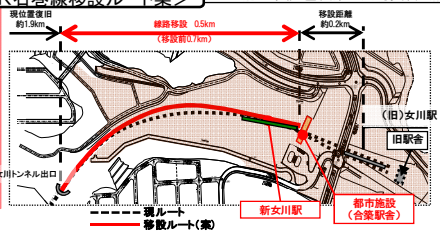

Ⅱ．地球温暖化防止対策に関する取組

１．自動車交通対策

（１）環境対応車の普及促進　（交通環境部、自動車交通部、自動車技術安全部）

①啓発活動等による環境対応車の普及促進

環境対応車普及促進に係る補助制度の情報を収集し、分かりやすく広報するとともに普及状況の情報を提供する。

出前講座やイベントでの広報及び環境マイスター制度を活用した啓発活動に努める。

②電気自動車等次世代自動車普及への取組

環境性能に特に優れた電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対して、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援する。

地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進

平成26年度予算:311百万円【平成25年度補正予算額:200百万円】

ゼロエミッション自動車※として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通事業のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や事業者による電気自動車の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。

※走行中にCO2やNOx、粒子状物質等を排出しない自動車。

支援対象

電気自動車の普及を加速する上では、未来に向けた成功事例を生み出し、ニーズ・関心を急速に高めることが効果的。

地域主導や事業者間連携による集中的導入等

地域や自動車運送事業者による電気自動車の集中的導入等であって、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組み

ゼロエミッション性など固有の価値に着目しこれを活かした導入

非常給電機能に着目し、地域防災等の計画と連携した導入

事業計画を外部有識者により評価し、優れた計画を選定して支援。

支援内容

＜電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む）の導入補助＞
バス：車両本体価格の１／２
トラック等：車両本体価格の１／３
※燃料電池車：車両本体価格の１／２

＜充電施設の導入補助＞
バス：導入費用の１／２
トラック等：導入費用の１／３

実感できる効果

「優れた取組み」の創出による全国各地への普及・伝播

自然保護のためのマイカー規制を実施する観光地における電気バスの導入（岩手県宮古市）

通常期は新幹線駅と港を結ぶシャトルバスとして運行し、災害等の有事の際に非常電源として電気バスを活用（鹿児島県薩摩川内市）

地域と密着した郵便事業において電気トラックを導入し、地域の環境保全活動を推進（埼玉県さいたま市）

運輸部門における省エネ対策の推進に貢献

③低公害車普及促進対策補助制度による事業用環境対応車両の導入促進

自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多く占める自動車運送事業者の環境対応車の導入及び使用過程車を改造したＣＮＧ車の導入を支援する。

環境対応車普及促進対策

平成26年度予算:529百万円

自動車分野における地球温暖化対策、大気汚染対策、燃料多様化などのエネルギーセキュリティ対策を推進する観点から、自動車運送事業者による環境対応車への買い替え・購入を促進し、環境対策を強力に推進する。

環境対応車のメリット

CNG（圧縮天然ガス）トラック・バス
○燃料の多様化への対応が可能
○ 粒子状物質（PM）を殆ど排出せず、窒素酸化物（NOx）の排出も少ない
○CO_2排出量が軽油より約3割少ない

ハイブリッドトラック・バス
○ 内燃機関とモーターの2つの動力源を持ち、排出ガス及びCO_2排出量がディーゼル車に比べて少ない

支援内容

補助対象	補助率
CNGトラック・バス	○経年車の廃車を伴う新車購入の場合 通常車両価格との差額の1／2以内又は 車両本体価格の1／4以内 ○新車のみの購入の場合 通常車両価格との差額の1／3以内又は 車両本体価格の1／4以内
ハイブリッドトラック・バス	
使用過程車のCNG車への改造	改造費の1／3以内

④超小型モビリティの導入促進

超小型モビリティは、交通の省エネルギー化とともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物として期待されている。

その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、平成２５年１０月より開始した岩手県平泉町における事業の実施結果を踏まえ、他の地方公共団体等へ事例紹介を初めとした広報活動を行うとともに、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取り組みを支援する。

（２）エコドライブの推進　（交通環境部）

エコドライブの普及促進

エコドライブの普及促進を図るため、関係団体と連携しエコドライブ講習会を実施する。

また、エコドライブ推進のために「エコドライブ１０のすすめ」について、イベント等を通じ、積極的に広報に努める。

２．物流のグリーン化　（交通環境部、鉄道部、自動車交通部、海事振興部）

（１）流通業務総合効率化事業の推進

物流総合効率化法の普及促進を図るため、関係者が出席する各種会議や講習会等において、制度の説明や支援内容の周知を図る。

（２）モーダルシフト等推進事業

荷主企業、物流事業者等、物流に係る関係者の連携により、ＣＯ２排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフト等の推進を図る。

（３）グリーン物流パートナーシップ推進事業

物流事業者のほか、特に荷主事業者を中心にヒアリング等を実施し、グリーン物流パートナーシップ推進事業の普及を図る。

３．公共交通機関の利用促進

（１）地域公共交通確保維持改善事業　（企画観光部、鉄道部、自動車交通部、海事振興部）

①地域公共交通確保維持事業

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に応じた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取り組みを、一体的かつ継続的に支援する。

②地域公共交通調査等事業

地域の公共交通の確保・維持・改善に資する、地域のニーズ等を踏まえた計画の策定のための調査を支援する。

③地域協働推進事業

地域ぐるみ（行政、事業者、住民等）による利用促進、公共交通サービスの情報提供等、地域公共交通の確保・維持に向けた取り組みの継続的な実施を支援する。

（２）公共交通機関利用促進のための普及啓発　（企画観光部、鉄道部、自動車交通部、海事振興部）

①公共交通活性化セミナー等の開催

地域公共交通の確保・維持・改善を推進するため、自治体や交通事業者、地域住民等を対象に幅広く課題提起、意識喚起等を図ることを目的としたシンポジウムや、自治体担当者の実務的知識の向上等を図ることを目的とした研修・セミナー等を開催する。

②鉄道利用の推進

・「鉄道の日」（１０月１４日）の行事としての「鉄道フェスティバルｉｎ東北」をはじめ各種イベントを活用して、鉄道への関心を高めて利用促進を図る。

・「トレインアテンダント」のスキルアップを図るため、東北鉄道協会が開催する研修を支援し利用者へのサービス向上と利用拡大を図る。

・東北鉄道協会が行う沿線地域の住民を相互に送客し合い、お互いの利用促進と先進的な取り組みを学ぶ「相互送客事業」を支援する。

（３）バリアフリー施策の推進　（鉄道部、自動車交通部、海事振興部、交通環境部）

①旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

・鉄道駅のバリアフリー化の促進

平成２３年度から平成３２年度末までの１０年間で、「１日３千人以上」の駅を対象にバリアフリー化を推進する新たな基本方針に沿って、引き続き関係自治体と鉄道事業者に対して整備の促進を図っていく。

また、「１日３千人以上」の方針にかかわらず、高齢者の利用客の多い駅や観光客の多い駅等、自治体からの要望の多い駅などについても整備の促進を図っていく。

・ノンステップバス等の導入促進

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため乗合バス車両や福祉タクシーのバリアフリー化が円滑に促進されるよう、地域公共交通バリア解消促進等事業を活用し、交通事業者等のノンステップバス・福祉タクシーの導入を支援する。

・ＩＣカードの導入促進

乗り換えの円滑化など、公共交通の利用環境の改善を図るため、ＩＣカードの導入を支援する。

②基本構想策定支援

市町村への基本構想策定促進（プロモート）について、効果的な方法を検討し、市町村への支援に取り組む。また、自治体及び東北地方整備局と連携しながらセミナーを開催する。

③バリアフリーに関する人的ネットワークの強化

「バリアフリーリーダー連絡会議」を開催し、バリアフリーリーダー間の連携を図る。また、「公共交通利便性向上・バリアフリー促進会議」との連携を図り、外に向けた情報発信の検討をする。さらに、バリアフリーリーダーの育成を図るため、バリアフリー教室への参画、セミナーへの参加を促進する。

「公共交通利便性向上・バリアフリー促進会議」については、公共交通機関の利便性向上とバリアフリー化の促進を目的に、バリアフリーリーダーや公共交通利用者等から意見・提言を聴取し、施策に反映させるため、各県において開催する。

④心のバリアフリーの推進（バリアフリー教室の開催）

「心のバリアフリー」（困っている人を見かけたら誰もが「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけてサポートできる）啓発普及を図るため、小学生や交通事業従事者等を対象にバリアフリー教室を開催する。

（４）エコ通勤の推進　（交通環境部）

エコ通勤の促進とエコ通勤優良事業所認証制度の普及促進

通勤手段をマイカーから公共交通機関等の利用に転換することで、環境負荷の軽減や渋滞の緩和につながるエコ通勤を促進する。

具体的には、エコ通勤に関する意識が高く、取組を自主的かつ積極的に推進している事業所等を認証・登録して取組を広く周知する「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及に努める。

４．環境にやさしい事業活動等の推進

（１）交通環境学習の開催　（交通環境部）

国民生活に欠かせない交通と環境の問題を広く認識してもらうため、次代を担う子供達を中心に運輸部門における地球温暖化対策の必要性を学んでもらう交通環境学習を開催する。

また、環境負荷の小さい公共交通機関の利用促進を図るために、継続的な開催とできるよう関係自治体等に働きかける。

（２）グリーン経営の普及促進　（交通環境部）

運輸関係事業者の環境保全に向けた自主的な取り組みが継続的に行われるようグリーン経営（環境負荷の少ない事業経営）の普及・促進を図る。

そのため、グリーン経営講習会を開催し、運輸関係事業者に対するグリーン経営認証制度を周知する他、自動車運送事業者以外（荷主側）への積極的な広報活動として、ホームページや環境関連のイベント等を活用し制度のＰＲを行う。

（３）「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応　（交通環境部）

平成１８年４月に改正施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定輸送事業者に対して省エネ対策を働きかける。

同法に基づき特定輸送事業者から提出される「中長期計画書」及び「定期報告書」を基に実態調査を行い、エネルギー消費原単位の低減に向けた指導・助言を行う。

（４）エコ整備の推進　（自動車技術安全部）

「自動車エコ整備に関する調査検討会」からの報告により、自動車の点検整備項目のうち、エンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換、エア・クリーナ・エレメント交換、タイヤ空気圧調整の３項目を実施した場合、２％程度の燃費改善（ＣＯ２削減）効果が確認されたことから、「自動車点検整備推進運動」等の機会を捉え、自動車ユーザー及び整備事業者に対して、エコ整備促進のための啓発を行い、より一層の保守管理意識の高揚、点検整備の励行を推進する。

（５）環境啓発イベントへの出展　（交通環境部）

交通分野における各種の環境対策を広く理解してもらうために環境啓発イベントへ出展し、環境面から東北運輸局全体の施策をＰＲする。

Ⅲ．大気汚染防止対策に関する取組

自動車に関わる大気汚染防止　（自動車技術安全部）

（１）自動車の点検整備の推進

自動車は、適切に点検・整備を行うことにより、有害な排気ガスや騒音の発生を防止し、また、事故防止及び事故時の安全確保等に繋がるとともに、安全・環境性能が十分に発揮できるものであることから、自動車ユーザーに対し点検整備の重要性を広く周知するため、９月及び１０月の「自動車点検整備推進運動」重点実施期間においてイベント等を実施し、点検整備促進のための啓発を行う。

（２）使用過程車の黒煙対策及び不正軽油の排除の推進

大気汚染への影響度が大きいディーゼル車は、使用過程車の排出ガス対策の一層の推進が求められていることから、各運輸支局に迷惑黒煙通報窓口「黒煙１１０番」を設置し、寄せ

られた情報を基に、通報を受けた自動車ユーザーに対し、点検整備を促すハガキを送付し、点検整備の必要性を訴える。

特に、６月と１０月を自動車検査法人、自動車関係諸団体及び警察等関係機関の協力を得て、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の重点実施期間として展開するとともに、黒煙と不正軽油（規格外燃料）を重点項目とした街頭検査を実施し、黒煙悪化防止等の啓発を行う。

また、ＤＰＦ装置（黒煙除去フィルタ）等を搭載している自動車については、自動車メーカー等から当該装置を適正に使用しないと不具合が生じる場合があると報告されていることから、自動車ユーザーに対し、正しい使用方法について、あらゆる機会を捉えて周知する。

（３）不正改造車排除運動の実施

暴走行為、過積載を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、自動車検査法人、警察等関係機関の協力を得て、６月を「不正改造車排除運動」の重点実施期間として展開し、また、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携して街頭検査を重点的に実施し啓発を行う。

また、年間を通じて運輸支局等に設置した不正改造車相談窓口「不正改造車１１０番」に寄せられた情報を基に、不正改造車の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

Ⅳ. 循環型社会の形成に向けた取組

１．自動車のリサイクルの推進

（自動車技術安全部）

循環型社会の形成に向けて、使用済み自動車の適正処理、二酸化炭素排出量の削減、リサイクル部品の活用促進等の環境保全対策に関して積極的に取り組んでいる自動車関係事業場を顕彰し、ホームページに公表を行う。

２．船舶のリサイクルの推進

ＦＲＰ船のリサイクルの促進

（海事振興部）

ＦＲＰ（繊維強化プラスチック）廃船リサイクルの受付・搬入・解体期間等の情報についてホームページに掲載すると共にプレスリリースを行い周知を行う。また、解体作業の報道公開を行いリサイクルシステムの周知を図れるようにする。

Ⅴ. 海洋汚染対策･プレジャーボート関係環境対策に関する取組

１．海洋環境保全のための取組

（海上安全環境部）

（１）外国船舶の監督（ＰＳＣ）の強力な実施

入港した外国船舶に対し、船体の構造、海洋汚染防止設備等（油水分離装置や汚水処理装置等）の保守点検や船内ビルジの処理等について、ＰＳＣを強力に実施し、サブスタンダード船（国際条約の

基準を満たさない船舶）による海難事故や違法な油の排出等による我が国沿岸の海洋汚染防止を図る。

（２）外航船舶の船主責任保険（ＰＩ保険）への加入確認

船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報等により、入港船舶等が燃料油による油濁損害や船体撤去費用の支払いを保証する有効な船舶油濁損害賠償保険への加入がなされているかの事前審査を行い、無保険船舶の本邦内への入港を阻止する。

（３）危険物運搬船への立入検査

危険物運搬船がひとたび海難事故を起こした場合、積荷等の流出により重大な海洋汚染を引き起こす危険性が高く、その影響も長期化することが多いため、荷主等の協力を得て計画的に立入検査を実施することにより事故の未然防止と海洋環境の保全を図る。

２．海洋汚染防止に関する周知・啓発

（１）海洋汚染防止法に関する国民の理解増進、周知・啓発の強力な実施　（海上安全環境部）

外航船舶から排出される有害なバラスト水による生態系破壊等の防止を図るため、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）が改正され、改正海洋汚染防止法（バラスト水規制関係）説明会の開催を通じ海事関係事業者を対象に、周知・啓発を行う。

（２）舟艇の適正な利用の推進　（海事振興部）

「東北地区舟艇利用振興対策連絡会議」を開催し、舟艇利用に関する国の取り組みを周知すると共に、プレジャーボートの中でも特に、水上オートバイ・ミニボートの適正な利用に向けての取り組みを推進する。

Ⅵ. 東北運輸局ECO推進プロジェクトに関する取組

東北運輸局における省エネの推進　（総務部、交通環境部）

震災以降のエネルギー需給の変化に合わせてＥＣＯ推進プロジェクトを見直し、東北運輸局における取り組みを省エネ推進・啓発メールにより推進する。

（１）節電の取組

電力需給の逼迫に備えて使用電力の抑制を図るとともに、地球温暖化防止の観点から節電の取り組みを推進する。

（２）紙の消費量削減の取組

省エネ推進・啓発メールの展開により、職員の更なる意識向上を図るとともに、「無理せず・無駄なく・少しずつ」着実な消費量の削減に努める。

（３）エコドライブの推進

エコドライブ講習会を開催し、職員にも同講習会へ参加してもらうことにより、各職員に交通環境への認識を高めていく。

平成２６年度 交通環境対策アクションプラン

平成２６年１０月作成

【　編　集　】　東北運輸局環境対策推進本部
【問い合わせ先】　東北運輸局 交通環境部 環境課
TEL　022-791-7509
FAX　022-791-7539
【ＨＰアドレス】http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/kk/kk-sub11.html